騒音規制法、振動規制法の届出について

特定施設一覧表

(1) 騒音規制法に係る特定施設(騒音規制法施行令 別表第1)

(1) 騒音規制法に係る特定施設	
施設の種類	規模・能力
(1)金属加工機械	
イ. 圧延機械	原動機の定格出力の合計 2 2. 5 k w以上のもの
口. 製管機械	すべてのもの
ハ. ベンディングマシン	ロール式のものであって原動機の定格出力3.75kw以上のもの
ニ. 液圧プレス	矯正プレスを除く
ホ. 機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの
へ. せん断機	原動機の定格出力3. 75kw以上のもの
ト. 鍛造機	すべてのもの
チ. ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの
リ. ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く
ヌ. タンブラー	すべてのもの
ル.切断機	といしを用いるもの
(2)空気圧縮機及び送風機	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指
	定するものを除き、原動機の定格出力7.5 k w以上のもの
(3) 土砂用又は鉱物用の破砕機、	原動機の定格出力7.5 k w以上のもの
摩砕機、ふるい及び分級機	
(4) 織機	原動機を用いるものに限る
(5)建設用資材製造機械	
イ. コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量 0. 45 m³以上
	のもの
ロ.アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの
(6)穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力 7.5 k w以上のもの。
(7)木材加工機械	
イ. ドラムバーカー	すべてのもの
ロ. チッパー	原動機の定格出力2.25kw以上のもの
ハ. 砕木機	すべてのもの。
ニ. 帯のこ盤	製材用のものにあっては、原動機の定格出力15kw上のもの
	木工用のものにあっては、原動機の定格出力2.25kw以上のもの
ホ. 丸のこ盤	製材用のものにあっては、原動機の定格出力15kw上のもの
	木工用のものにあっては、原動機の定格出力2.25kw以上のもの
へ. かんな盤	原動機の定格出力 2. 25 k w以上のもの
(8) 抄紙機	すべてのもの
(9)印刷機械	原動機を用いるもの
(10)合成樹脂用射出成形機	すべてのもの
(11)鋳型造型機	ジョルト式のもの
	l

(2) 振動規制法に係る特定施設(振動規制法施行令 別表第1)

施設の種類	規模・能力
(1) 金属加工機械	
イ. 液圧プレス	矯正プレスを除く
ロ. 機械プレス	すべてのもの
ハ. せん断機	原動機の定格出力1kw以上のもの
二. 鍛造機	すべてのもの
ホ. ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5 k w以上のもの
(2)圧縮機	一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣
	が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5 k w以上のもの
(3)土砂用又は鉱物用の破砕機、	原動機の定格出力が7.5 k w以上のもの
摩砕機、ふるい及び分級機	
(4) 織機	原動機を用いるもの
(5) コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のもの
コンクリート管製造機械	原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの
コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの
(6)木材加工機械	
イ. ドラムバーカー	すべてのもの
ロ. チッパー	原動機の定格出力が2.2 k w以上のもの
(7)印刷機械	原動機の定格出力が2.2 k w以上のもの
(8)ゴム練用又は合成樹脂練用の	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30 k w以上
ロール機	のもの
(9) 合成樹脂用射出成形機	すべてのもの
(10) 鋳型造型機	ジョルト式のもの

*指定地域内に騒音規制法・振動規制法で定められている特定施設を設置する場合や変更する場合は届出や規制の対象となります。特定施設を設置しようとする場合は、**設置工事の開始 30日前まで**に「特定施設設置届出書」の提出が必要です。必要書類を添付のうえ、環境課へ届出をお願いします。

届出部数は正**副2部です**。(1部は審査後に返却します。)

*工業専用地域に設置する場合は、騒音規制法、振動規制法の届出は不要です。敦賀市環境保 全条例の届出のみとなります。